

青森県報

第二千九百七十号

平成二十年
八月十一日
(月曜日)

目次

告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課) ……	一
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(同) ……	一
障害福祉サービス事業者の指定……………	(同) ……	一
身体障害者福祉法による医師の指定……………	(同) ……	二
公 告		
換地計画の決定……………	(農村整備課) ……	二
採石業務管理者試験の施行……………	(河川砂防課) ……	二
都市計画公聴会の開催……………	(都市計画課) ……	三
右 同……………	(同) ……	四
建設業者の許可の取消し……………	(西北地域 県民局) ……	五
右 同……………	(同) ……	五
右 同……………	(同) ……	六

告 示

青森県告示第五百七十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、

自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いずみ調剤薬局	十和田市西十二番町一の一〇	平成二〇・八一

青森県告示第五百七十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サカ工業局青森栄町	青森市栄町二丁目八の二六	平成二〇・八一

青森県告示第五百七十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定期日
	名称	所在地				
特定非営利活動法人自立支援センター	八戸市大字売市字左水門下一丁目三〇三	就労継続A型	農園カフェ	十和田市大字相坂八九	平成二〇・八一	
特定非営利活動法人自立支援センター	八戸市大字売市字左水門下一丁目三〇三	就労継続B型	農園カフェ	十和田市大字相坂八九	"	
有限会社ベルフェン	八戸市大字新井の田字出口平三六	就労継続B型	指定障害福祉サービス所	八戸市大字新井の田字出口平三六	平成二〇・八八	

青森県告示第五百七十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	所在地	診療科目	指定期日
切替 典宏	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四四	脳神経外科（肢不自由）	平成二〇・八一	
八巻 孝之	国民健康保険五戸総合病院	外科（直腸・小腸機能障害）	"	

大徳 和之	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五	心臓血管外科（心臓機能障害）	"
菊池 明	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五	整形外科（肢不自由）	"
和田 簡一郎	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五	整形外科（肢不自由）	"

公 告

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、笹内地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年八月十二日から同年九月八日まで

三 縦覧の場所

深浦町役場

採石業務管理者試験の施行

平成二十年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成二十年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成二十年十月十日(金) 午前十時から正午まで
- 2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」六階 会議室「八甲田」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令を含む。)
- 2 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)(の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)

三 受験願書の受付期間

平成二十年九月一日(月) から同月十九日(金) まで(郵送の場合は、同月十九日付けの消印のあるものまで有効とする。)

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の

青森県県土整備部河川砂防課

五 提出書類

- 1 受験願書 一通
- 2 写真 一枚(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)
- 六 受験手数料
 - 八千円(青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。)
- 七 その他
 - 受験願書用の紙は、青森県県土整備部河川砂防課で配布する。
 - (郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。)
 - 受験者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により青森都市計画区域における臨港地区に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)第二条第二項の規定により公告する。

平成二十年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十年八月二十八日 午後二時から

二 開催の場所

青森県庁南棟八階A会議室 青森市長島一丁目一の

三 案件

青森都市計画区域における臨港地区に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

- 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
- 2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、青森市の区域内に住所を有する者とする。
- 3 書面の提出期限
 - 平成二十年八月二十五日までに到着のこと。
- 4 書面の提出先
 - 青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の
 - 青森市都市整備部都市政策課 青森市柳川二丁目一の
- 5 公述人の選定
 - 書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

1 青森都市計画区域における臨港地区に関する都市計画の変更案

名 称	面 積	増 減

青森臨港地区	約一四一ヘクタール	約〇・九ヘクタール
--------	-----------	-----------

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(一) 除かれる土地の区域
なし

(二) 追加される土地の区域

青森市大字油川字大浜、字浪岸の各一部

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

青森市都市整備部都市政策課 青森市柳川二丁目の一

2 閲覧期間

平成二十年八月十二日から同月二十五日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十年八月二十九日 午後七時から

二 開催の場所

弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター

三 案件

弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画

変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることが出来る者は、弘前市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十年八月二十五日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

弘前市都市整備部都市計画課 弘前市大字上白銀町一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

弘前広域都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中 3・3・3号下白銀町福村線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 なる 経 過 地		構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・3	下白銀町福村線	弘前市大字下白銀町19	弘前市大字福村字下川原	弘前市大字和徳町	約4,130m	地表式	4車線	22m	J R 奥羽本線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差7箇所
			車線の数の内訳							

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 本都市計画区域における土地利用及び将来交通需要を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように変更を行い、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所 青森県国土整備部都市計画課、弘前市都市整備部都市計画課
- 2 閲覧期間 平成二十年八月十二日から同月二十五日まで
- 3 閲覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社東北冷暖設備工業
- 二 代表者の氏名 高橋 義彦

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社成金建設
- 二 代表者の氏名 成田 誠一

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字栄町三三

四 許可番号 青森県知事許可(特 一九)第一二二〇号

五 取消年月日 平成二十年六月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、ほ装工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社丸源産業

二 代表者の氏名 工藤 昭義

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川四五の一

四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第一〇三一七号

五 取消年月日 平成二十年七月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年六月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭